

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和8年5月27日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課 電 話 072-924-3012 (直通) F A X 072-922-3786
--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）の規定により、下記のとおり、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消を行いましたので、お知らせします。

### 【指定の取消対象事業者】

- ・ 法 人 名 特定非営利活動法人テイラーズ・ギルド
- ・ 代 表 者 理事 森川 宏樹
- ・ 所 在 地 八尾市久宝園一丁目 110 番地

### 【指定の取消対象事業所】

- ・ 事 業 所 名 テイラーズ・ギルド
- ・ 所 在 地 八尾市久宝園一丁目 110 番地
- ・ サービスの種別 就労継続支援A型
- ・ 指 定 年 月 日 平成 28 年 5 月 1 日
- ・ 事 業 所 番 号 2715501991

### (1) 処分日

令和8年5月27日

### (2) 処分効力発生日

令和8年6月30日

### (3) 指定を取り消す理由

- ・ 運営基準違反（法第50条第1項第5号に該当）

就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないが、複数年にわたり、経営改善できず、利用者に支払う賃金の総額が生産活動費を上回っている。

定員20名のところ、多くの在宅利用者を受け入れ、毎月の利用人数が120名と定員を大きく超えた状態で運営している。

- ・ 不正の請求（法第50条第1項第6号に該当）

令和4年8月から令和7年7月の期間において、賃金向上達成指導員として届出されている者が全く勤務しておらず、経営改善計画も作成されておらず、賃金向上達成指導員配置加算の要件を満たしていないが、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。

令和6年度における就労移行支援体制加算の届出のうち、過去3年間に届出たことのある者を重複して人数に上乘せし、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。

当該事業所の理事の妻であって元理事の母である者が法人代表を務め、当該事業所の元理事が遅くとも令和3年頃から事実上運営を担っており、当該事業所と一体的に運営していたと自供する有限会社ユーロエムへ、多くの利用者を就職させた旨の実績の届出がされているが、一

一般就労を行った利用者は、就労後に当該事業所で行っていたパソコンの資格の勉強を引き続き行っており、当該有限会社ユーロエムの業務に従事したという実態は確認できず、また、当該有限会社での就労を開始する際に当該事業所の従業員が「6ヶ月だけ一般就労してみないか」と利用者に声掛けをしている内容や、雇用期間（6ヶ月）契約が満了した直後に当該事業所に戻るまたは知人が運営する就労継続支援A型エスポワールを利用させる取り扱いを見ても、当該有限会社へ利用者が就労したことを装った行為であり、当該事業所は令和7年度就労移行支援体制加算の届出人数を上乗せし、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。

令和7年度における就労移行支援体制加算の届出のうち、過去3年間に届出したことのある者を重複して人数を上乗せし、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。

令和7年度における就労移行支援体制加算の届出のうち、利用が無かった者を利用者として人数を上乗せし、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。

・不正または著しく不当な行為（法第50条第1項第11号に該当）

当該事業所の理事の妻であって元理事の母である者が法人代表を務め、当該事業所の元理事が遅くとも令和3年頃から事実上運営を担っており、当該事業所と一体的に運営していたと自供する有限会社ユーロエムへ、多くの利用者を就職させた旨の実績の届出がされているが、一般就労を行った利用者は、就労後に当該事業所で行っていたパソコンの資格の勉強を引き続き行っており、当該有限会社ユーロエムの業務に従事したという実態は確認できず、また、当該有限会社での就労を開始する際に当該事業所の従業員が「6ヶ月だけ一般就労してみないか」と利用者に声掛けをしている内容や、雇用期間（6ヶ月）契約が満了した直後に当該事業所に戻るまたは知人が運営する就労継続支援A型エスポワールを利用させる取り扱いを見ても、当該有限会社へ利用者が就労したことを装い、就労移行支援体制加算の算定を目的とした行為であり、不正または著しく不当な行為に該当する。

（4）指定の取消事業者に対する経済上の措置

指定取消事業者に対する経済上の措置として、不正に受領していた訓練等給付費等の返還を求める。返還の対象となる期間は、賃金向上達成指導員配置加算は令和4年8月から令和7年7月まで、就労移行支援体制加算は令和6年4月から令和8年3月までの見込みであり、金額は以下のとおりである。

返還請求額	全 体	八尾市
訓練等給付費分	439,043,174 円	158,928,534 円
（うち賃金向上達成指導員配置加算分）	（66,689,481 円）	（25,143,044 円）
（うち就労移行支援体制加算分）	（372,353,693 円）	（133,795,490 円）
加算額（訓練等給付費の40%相当額）	175,617,270 円	63,575,414 円
合計	614,660,444 円	222,513,948 円

なお、事業所への請求にあたっては、八尾市分に福祉・介護職員等処遇改善加算分18,334,895円（加算額（訓練等給付費分の40%相当額）を含む）を追加して請求することとする。